

『創造都市を創造する』

16. 連携・社会貢献・地域貢献

『大阪市北区商業活性化協会との包括提携協定の締結』

2005年6月に、大阪市立大学大学院創造都市研究科と大阪市北区の事業者や学識者でつくる「大阪市北区商業活性化協会」は「創造都市実現のための包括提携協定」を結んだ。創造都市研究科と北区内の商店街が協力して活性化に向けた調査を行う場合、協会側が費用を助成するなど、地域の活性化と実践的な研究の促進を目指す。

(以下主部のみ抜粋)

第一条(目的) 財団法人大阪市北区商業活性化協会(以下甲)と大阪市立大学大学院創造都市研究科(以下乙)は、今日おおくの都市が直面する、地球的かつ地域的なさまざまな問題に対して、地域における具体的実践と知識創造の統合、すなわち「創造的問題解決」への取り組みを協働して進めるため、包括提携契約を締結する。

第二条(対象地域)

対象となる分野は、甲が目的とする北区の地域および地域商業活性化のためのあらゆる領域であり、かつ乙の都市ビジネス、都市政策、都市情報学の各専攻分野の対象領域とする。

第三条(提携内容)

甲乙は本契約にもとづき、事業協力および人的交流をすすめる。

第三条の一(事業協力)

乙は甲の行う調査・研究・提言の事業に対し、教員や学生などの人的資源、知的資源を提供し、その事業の実施に協力する。甲は自らの事業計画にもとづく予算の範囲において、その事業のための費用を提供する。甲は自らの事業計画にもとづく予算の範囲において、その事業のための費用を提供する。それぞれの事業の内容、範囲、予算については、各年度、各事業毎に、甲乙が協議しこれを定める。

第三条の二(人的交流)

本提携の実効性を高めるため、乙の甲の専門委員会への参画など、人的交流を行う。